

那 環 保 第 93 号
令和 5 年 8 月 17 日

施設所有者
施設管理者 様

那 覇 市 長

PFOS等を含む泡消火剤の取扱いについて(通知)

平素より、本市の環境行政への取組にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
さて、令和 5 年 2 月 1 日より水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、PFOS及び
PFOA(以下「PFOS 等」とする。)などの 4 物質が指定物質として追加されました。

つきましては、PFOS等が指定物質として追加されたことにより、PFOS等を含む泡
消火剤が漏出する事故が発生した時には、下記のとおり『報告義務』と『漏出処理措
置』を行う必要がありますので、通知いたします。

なお、万が一、漏出事故が発生した際には、漏出した泡消火剤の撤去・処理費用と
して多大な費用が発生する恐れがありますので、定期的な点検、PFOS 等含有泡消火
剤及び機器の取替等をお勧めいたします。

施設(建物)の管理者又は所有者の責務

報告義務(水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 2 項より)

PFOS等を含む消火剤が漏出する事故が発生したときは、県知事(那覇市長)へ事故
状況の報告と措置状況を届けなければならない。

漏出処理措置

PFOS等を含む消火剤を漏出する事故が発生したときは、建物の所有者(管理者)の
責任において①漏出拡大防止措置、②漏出薬剤の回収を行い、公共水域への流出
を防がなければならない。

今回の通知は、関係部署からの情報提供により、駐車場等において泡消火設
備(PFOS 含有消火剤)を保有している建物の所有者の皆さまへ送付しておりま
す。既に取り替が完了しPFOS 含有消火剤を処分された場合は、行き違いとなります
のでご了承ください。

【水質汚濁防止法について】環境保全課水質 G 098-951-3229
【消防設備等について】消防局予防課 098-867-9900